

神奈川県立中井やまゆり園指定障害者支援施設運営規程

(目的)

第1条 神奈川県が設置する神奈川県立中井やまゆり園（以下「施設」という。）が行う、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく施設障害福祉サービス（指定施設入所支援・生活介護・自立訓練（生活訓練））事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、施設の職員が、支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設が実施する事業の実施にあたっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な介護、支援及び創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うとともに、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めることとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、前3項の他、関係法令等を遵守する。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 神奈川県立中井やまゆり園
(2) 所在地 神奈川県足柄上郡中井町境218

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	雇用区分				職務内 容	
	常 勤		非 常 勤			
	専 従	兼 務	専 従	兼 務		
園長 (管理者)	1				施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、施設の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。	
副園長	2				園長事務代理を行う。	
生活支援部長 (副園長兼務)	(1)				生活支援部の統括を行う。	

サービス 管理責任者	9				個別支援計画の作成に関するを行う。 生活支援員に対する技術指導及び助言を行う。
生活支援員	102		26		利用者に対する日常生活上の支援、相談を行う。
ケースワーカー	2				利用者に係る関係機関との連絡調整を行う。
心理職	2				利用者の心理学的診断治療を行う。
医師・歯科医師				6	利用者の健康管理及び診療を行う。
看護師	4		1	1	利用者の健康管理等看護を行う。
歯科衛生士				1	歯科治療の介助及び歯科衛生指導を行う。
管理栄養士 ・栄養士	1		2		食生活全般の管理・指導を行う。
調理員	8		3		利用者に対する食事の提供を行う。
管理課職員	6		1	1	施設全般の管理・事務を行う。
その他	7		2	1	発達障害者支援センターの業務、支援の助言などを 行う。

- 2 施設の職員は、施設の設備等を利用して行う指定短期入所事業所の職員を兼ねるものとする。
- 3 施設の管理者は、専ら施設の管理業務に従事する常勤の者とする。ただし、施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(昼間実施サービスの営業日及び営業時間等)

第5条 施設の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

昼 間 実 施 サ 一 ビ ス	
(1)営業日	月曜日から金曜日及びその他施設で定めた日
(2)営業時間	9：00から16：00
(3)年間の休日	施設で定めた日

(昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域)

第6条 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域は、以下のとおりとする。

指定都市を除く県域

(利用定員)

第7条 施設の利用定員は、施設入所支援122名、生活介護116名、自立訓練(生活訓練)6名とする。

- 2 施設は、前項に規定する利用定員及び居室の定員を超えて利用させないものとする。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでは

ない。

(主たる対象者)

第8条 施設は、主たる対象者を以下のとおりとする。

知的障害者

(施設入所支援・生活介護・自立訓練(生活訓練)の内容)

第9条 施設が提供する施設入所支援・生活介護・自立訓練(生活訓練)の主な内容は次のとおりとする。

(1) 施設入所支援

- ア 個別支援計画の作成
- イ 主として夜間における食事の提供
- ウ 主として夜間における入浴又は清拭
- エ 身体の介護
- オ 利用者又は家族に対する相談及び助言
- カ その他必要な支援

(2) 生活介護・自立訓練(生活訓練)

- ア 個別支援計画の作成
- イ 主として昼間における食事の提供
- ウ 主として昼間における入浴又は清拭
- エ 身体の介護
- オ 日中活動
- カ 生産活動
- キ 余暇活動
- ク 自治会活動
- ケ 地域生活移行
- コ 自己管理
- サ 利用者及び家族に対する相談及び助言
- シ その他必要な支援

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 施設は、施設障害福祉サービス(以下「サービス」という。)を提供した際は、利用者から、市町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者から前項に掲げる利用者負担額のほか、法に定める介護給付費又は訓練等給付費の額の支払を受けるものとする。

3 施設は、前2項の支払を受ける額のほか、施設において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

この場合の利用料金については、別表に定める。

- (1) 食事の提供に要する費用（生活介護・自立訓練（生活訓練））
 - (2) 食事の提供に要する費用及び光熱水費（施設入所支援）
 - (3) 創作的活動又は生産活動に係る材料費（生活介護・自立訓練（生活訓練））
 - (4) 日用品費（施設入所支援・生活介護・自立訓練（生活訓練））
 - (5) その他施設において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適當と認められるもの
- 4 施設は、前3項に係る費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。
- 5 施設は、第3項に係る費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者の同意を得るものとする。

（サービスの利用にあたっての留意事項）

第11条 サービスを利用するにあたって、利用者は、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者等に迷惑を及ぼすことを行ってはならないものとする。

（緊急時における対応）

第12条 施設の職員は、サービスの提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。

（非常災害対策）

第13条 施設は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

2 施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（苦情解決）

第14条 施設は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 施設は、提供したサービスに関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指

導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 4 施設は、提供したサービスに関し、法の定めるところにより、都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 施設は、利用者の権利擁護、虐待防止等を推進するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 園長を虐待の防止に関する責任者とする
- (2) 成年後見人制度の利用支援
- (3) 職員に対する虐待防止のための研修の実施
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の職員への周知

(身体拘束その他行動の制限に関する事項)

第16条 施設は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する場合には、本人若しくは家族等への説明と書面による同意を得た上で行い、身体拘束の状況を記録するものとする。また、その要件に該当しなくなった場合には直ちに解除するものとする。

(感染症対策に関する事項)

第17条 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果についての職員への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 職員に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定に関する事項)

第18条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、それに伴い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第19条 施設は、職員の資質向上のため研修（第15条から前条に係る研修の内容を含む。）の機会を設けるものとし、また、必要な体制の整備を行う。
- 2 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するよう、地方公務員法第34条第1項の規定を遵守させるものとする。
 - 4 施設は、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を神奈川県の規則に基づき保存しなければならない。
 - 5 施設は、利用者に対するサービス（施設入所支援・生活介護・自立訓練（生活訓練））の提供に関する次に掲げる記録を整理し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 個別支援計画（施設入所支援・生活介護・自立訓練（生活訓練））
 - (2) 具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 市町村への通知に係る記録
 - (4) 身体拘束等に係る記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他の事項)

- 第20条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は神奈川県と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

別表1（第10条第3項関係）

食費（食事の提供に要する費用）及び光熱水費（生活全般に係るもの）等

種類	金額		
	施設入所支援	生活介護	自立訓練 (生活訓練)
朝食（1食あたり）	405円		
昼食（1食あたり）		514円	
夕食（1食あたり）	571円		
光熱水費（1日あたり）	335円		
その他利用者が負担 することが適當と認め られる費用		実費	

附 則

- この規程は、平成15年4月1日から施行する。
 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
 この規程は、平成25年7月1日から施行する。
 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
 この規程は、平成27年6月1日から施行する。
 この規程は、平成27年10月1日から施行する。
 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
 この規程は、令和5年6月1日から施行する。
 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
 この規定は、令和7年4月1日から施行する。